

福岡県公報

平成19年2月16日
第2642号

目 次

告 示 (第319号—第331号)

○基本測量の実施	(土木管理課) 1
○公共測量の終了	(土木管理課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 3
○土地改良事業の認可	(農地計画課) 3
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 3
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 3
○国土調査の成果の認証	(農地計画課) 4
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 5
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) 6

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 6
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) 7
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) 10
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 14
○一般競争入札の実施	(行政経営企画課) 16

○江尻川水系に係る河川整備基本方針	(河川課) 19
監査委員	
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課) 28
正 誤	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成18年11月福岡県告示第2228号) 中正誤 31

告 示

福岡県告示第319号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量(GPSによる水準測量)

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
筑紫野市、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町	平成19年2月19日から 平成19年3月3日まで

福岡県告示第320号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(2級基準点測量、3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区塩屋	平成19年1月30日

福岡県告示第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第322号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人そだちの庭

(2) 代表者の氏名

原田 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大手門1丁目8番11号サン古野ビルわくわくショップ内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、家族の交流の場を提供し、子どもの健全育成、健康づくり、社会教育、文化、芸術、スポーツの振興に関する事業を行い、社会貢献に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第323号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人Teen's学園ドリームズファクトリー

(2) 代表者の氏名

波村 双美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区千隈2丁目41番2-103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自立心が芽生える十歳から成人するまでの大切な時期の子ども達を中心に、個々の夢や目標を叶える為に基本的生活習慣を見直すとともに自己管理能力、忍耐力、協調性を身につける指導を行い、また、社会的に問題を抱えた子ども並びにその家族を支援し子ども達の心と身体の健康をサポートし社会生活に順応で

きる人材の育成を目的とします。

福岡県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第513号大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道（大刀洗町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

大刀洗町

2 都市計画事業の種類及び名称

大刀洗都市計画下水道 大刀洗公共下水道

3 事業施行期間

平成14年12月18日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

イ 平成18年福岡県告示第513号の事業地に、大刀洗町大字守部字前の一一部、大字鶴木字半十畠の一部及び大字下高橋字二塚の一一部を加える。

ロ 平成18年福岡県告示第513号の事業地のうち、大刀洗町大字富多字若草、字榎町の各字の一一部、大字守部字室林の一一部、大字本郷字道官、字辰口、字野開、字牛石、字走落、字流川、字天神木、字大日、字七田、字温水の各字の一一部、大字甲条字田ノ間五、字屋敷付二、字屋敷付三の各字の一一部、大字春日字蓮和、字柿本、字下七反の各字の一一部、大字高樋字山久良津波、字町小路、字身受、字又原の各字の一一部、大字上高橋字六ノ江の一一部、大字今字東田二、字柳、字中坪の各字の一一部、大字鶴木字立島、字下牟田の各字の一一部、大字下高橋字栗崎、字丸石、字内畠日明、字小田前、字角ノ前、字神田、字法司、字馬屋元、字池頭の各字の一一部、大字山隈字上木原、字宮巡、字春園、字東又原の各字の一一部において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (有田地区)	平成19年1月29日
	農業用排水施設整備事業 (板持地区)	
	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	

福岡県告示第326号

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
石井國弘	うきは市浮羽町古川7番地1

福岡県告示第327号

解散した清算法人宮田町本城竜徳土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
塩川秀幸	宮若市本城1799番地
原田太實	〃 1346番地2
三嶋哲生	〃 龍徳1652番地
齊藤清志	〃 本城1189番地
渡邊昭義	〃 宮田4668番地
加留部純一	〃 本城1536番地
和田岩雄	〃 1537番地
堀春孝	〃 1550番地
和田耕作	〃 1419番地
吉田豊明	〃 1362番地1
田仲繁勝	〃 1812番地
加留部清則	〃 2313番地
中嶌繁敏	〃 龍徳951番地1
加留部晃	〃 1458番地
三嶋茂幸	〃 2324番地
原田俊一	〃 2333番地

福岡県告示第328号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

福岡市	平成16年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	早良区原七丁目	平成19年2月1日
行橋市	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	南大橋三丁目	平成19年2月1日

福岡県告示第329号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
苅田町
- 2 事業の種類
里山体験学習の森整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県京都郡苅田町大字山口字八石峠、字大山、字東大山、字西大山及び等覚寺地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定の理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である苅田町は、本件事業を実行する権能を有する主体であり、平成18年度一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本事業は、苅田町が苅田町大字山口字八石峠、字大山、字東大山、字西大山及び等覚寺地内において、里山体験、自然観察等の活動の場を整備するものである。同町が平成17年度に策定した苅田町生涯学習基本計画では、世代や家庭・地域を超えて自然・文化を通した人とのふれあいによる生涯学習の確立を目指すこととし、そのための施設整備や体制づくりが謳われている。一方、同町の周辺部の中山間地に位置する農村集落では、少子・高齢化による後継者不足のため、竹林等の侵食が激しく、里山の保全状況は急速に悪化しつつあり、現存する良好な棚田の保全にも支障を来しており、また、放置されたままとなっている棚田の跡地も存在している。

ア 本事業の施行により得られる利益については、ボランティア、企業と行政が連携し、里山や棚田の保全活動を通じた学習活動を具現化し、地域・世代を超えた人的交流を図ることによって、地域に息づく伝統文化、棚田をはじめとする里山の原風景を後世に継承するとともに、豊かな自然とのふれあいによって住民の環境保全への関心を喚起することができるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられることなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、里山文化との関連性、自然環境、交通の利便性、工事の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、里山文化との関連性が強く、自然環境に優れ、交通の利便性が高く、工事の施工性に優れ、用地費等も3案中最小となる、社会的、環境的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

オ さらに、本事業に係る起業地は、里山体験学習の森の整備に必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

カ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、苅田町生涯学習基本計画で謳われている生涯学習の確立のための施設と位置づけられていること、里山の保全状況が急速に悪化しつつあり、現存する良好な棚田の保全にも支障を来たしていることなどから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)まで述べたように、本事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、苅田町から申請のあった里山体験学習の森整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

苅田町役場（総合政策課）

福岡県告示第330号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 区域の名称 志賀島

2 区域の所在地 福岡市東区大字志賀島

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から6号までを順次結んだ線及び標注

番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標注番号
福岡市	東区	志賀島	天神	826番	1号から3号まで
				824番	4号
				818番	6号
		イバ		787番1地先道路敷	5号

福岡県告示第331号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

築上郡吉富町大字直江361番地1

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イの規定による埋立地の区分。

吉富町により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に該当）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

(1) 県全戸配布広報紙の製作及び配達業務委託

(2) 新聞定期広告

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
この公告の日から平成19年3月20日（火）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。
-
- 公告**
- 福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。
- 平成19年2月16日
- 福岡県知事 麻生 渡
- 1 調達内容
- (1) 調達役務の名称及び数量
ア 名称
県全戸配布広報紙の製作及び配達業務委託
イ 数量

- (1) 入札仕様書による。
- (2) 調達役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から平成20年3月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。
- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成19年3月30日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「A A」の等級に格付されている者（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）
- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。
イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成19年2月16日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所	約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)
5の部局とする。	
(2) 受領期限	
平成19年3月30日（金）午後5時00分	
(3) 提出方法	
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。	
10 開札の場所及び日時	
(1) 場所	
福岡市博多区東公園7番7号	
福岡県庁8号会議室（行政棟地下1階）	
(2) 日時	
平成19年4月2日（月）午後1時30分	
11 落札者がない場合の措置	
開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。	
12 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	
見積金額（この号において「見積金額」とは、1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に平成18年度の発行実績部数（1,014万9千部）を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。	
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合	
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合	

(2) 契約保証金	
契約金額（この号において「契約金額」とは、1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に平成18年度の発行実績部数（1,014万9千部）を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。	
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合	
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合	
13 入札の無効	
次の入札は無効とする。	
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。	
(1) 金額の記載がない入札	
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札	
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札	
(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札	
(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札	
(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札	
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札	
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札	
14 落札者の決定方法	
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required : publishing of Fukuoka Prefecture's newsletter and delivering to cities, towns and villages in the prefecture, 5 times publishing (July, September, November, January, March).
- (2) Contract period : from the date of contract signing through March 31, 2008.
- (3) Time limit for tender : 5:00 p.m. March 30, 2007.
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.
tel 092-643-3102

公告

福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量

新聞定期広告

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各12回

- (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

- (3) 契約の期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

- (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
 平成19年3月30日（金）現在において、次の条件を満たすこと。
 (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されている者（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）
 (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
 (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
 ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。
 イ 同程度の基準は、全7段以上の新聞広告を1回以上とする。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部県民情報広報課
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3102
 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
 7 入札説明書の交付
 (1) 期間
 平成19年2月16日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
 (2) 場所
 5の部局とする。
 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
 (1) 提出場所
 5の部局とする。
 (2) 受領期限
 平成19年3月30日（金）午後5時00分
 (3) 提出方法
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
 10 開札の場所及び日時
 (1) 場所
 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県庁8号会議室（行政棟地下1階）
 (2) 日時
 平成19年4月2日（月）午前10時30分
 11 落札者がいる場合の措置
 開札をした場合において、落札者がいる場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
 12 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 見積金額（見積金額とは、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場

- 合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定の方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (on 12 occasions each).
- (2) Contract period : from the date of contract signing through March 31, 2008.
- (3) Time limit for tender : 5:00 p.m. March 30, 2007.
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.
Tel 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先
 ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間
 この公告の日から平成19年3月16日（金）までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知
 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告
 政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）の単価契約 580,000L程度

(2) 調達物品の特質等
 入札説明書による。

(3) 納入期限
 契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所
 福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先
 政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格
 一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 福岡県総務部総務事務センター調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月28日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
8	01	石油	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明を提出すること）

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目毎の品質証明書を提出できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233、2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月16日（金）から平成19年3月28日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月28日（水）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成19年3月29日（木）午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数580,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に580,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に580,000円を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に580,000円を乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline (Stored in a tank) Estimated yearly total : 580,000 liters
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2008
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:15 PM on March 28, 2007
- (5) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7 Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2233, 2236)

公告

文書等配達業務並びに仕分け及び発送業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称 平成19年度文書等配達業務並びに仕分及び発送業務	(6) 事故発生時等の緊急時に、文書等の配達業務並びに仕分及び発送業務に支障が生じないよう、速やかに適切な処置を講じができる者
(2) 調達役務の特質等 入札説明書による。	(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
(3) 契約期間 平成19年4月2日から平成20年3月31日まで	(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
(4) 納入場所 福岡県総務部行政経営企画課	4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県総務部行政経営企画課（法務班 文書担当） 郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3029
2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。） 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者	5 契約条項を示す場所 4の部局とする。
3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。） 平成19年3月14日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。 (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-05（運送）で、「A A」の等級に格付けされているもの（福岡県総務部総務事務センター調達班（電話 092-643-3092）で等級の格付けの確認をすること。） (2) 本業務を受託できる内容で民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の許可を受けている特定信書便事業者であること。 (3) 文書等の定期配達業務を行うための有蓋貨物自動車6台及び運転手6名を確保できる者 なお、定期配達業務を行うための有蓋貨物自動車は次のすべての条件を満たすこと。 ア 自社所有であること。 イ 最大積載量が750キログラム以上であること。 (4) 文書等の仕分及び発送業務を行う者5名を確保できる者 (5) 配送対象機関の位置、交通事情、所要時間等を考慮し、速やかに効率的な配達経	6 入札説明書の交付 (1) 期間 平成19年2月16日（金曜日）から平成19年3月14日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (2) 場所 4の部局とする。

(6) 事故発生時等の緊急時に、文書等の配達業務並びに仕分及び発送業務に支障が生じないよう、速やかに適切な処置を講じができる者	(3) 提出方法 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者	
(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者	
4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県総務部行政経営企画課（法務班 文書担当） 郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3029	
5 契約条項を示す場所 4の部局とする。	
6 入札説明書の交付 (1) 期間 平成19年2月16日（金曜日）から平成19年3月14日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (2) 場所 4の部局とする。	
7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
8 入札書の提出場所及び受領期限 (1) 提出場所 4の部局とする。 (2) 受領期限 平成19年3月14日（水曜日）午後5時00分 (3) 提出方法	

限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成19年3月15日(木曜日)午前10時00分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金

(1) 入札保証金

契約期間の見積総額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約期間の見積総額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札保証金の提出場所及び受領期限

ア 提出場所

4の部局とする。

イ 受領期限

平成19年3月14日(水曜日)午後5時00分(ただし、県の休日には受領しない。)

ウ 提出方法

直接提出に限る。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び受領期限までに到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) その他入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、江尻川水系に係る河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成19年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

1) 河川の概要

江尻川は福岡県北東部に位置し、その源を福岡県京都郡みやこ町の丘陵地に発し、支川羽口川を合わせ、下流の田園地帯を潤しながら国道10号、JR日豊本線を横切り行橋市金屋において周防灘に注いでいる。

流域のほとんどが行橋市に属し、流路長5.72km、流域面積8.11km²の二級河川である。

2) 流域の気候・土地利用・人口

江尻川流域は、温暖な瀬戸内海気候区に属しており、年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約1,800mmであり、主に梅雨期と台風により多量の雨がもたらされる。流域には行橋市及びみやこ町があり、流域内の人口はほとんどが行橋市の市街地である中流域に集中し、増加の傾向にある。土地利用は、宅地が約54%、農地が約44%、ため池などが約2%となつており、昭和63年の南行橋駅の開業などによる流域の宅地化が伺える。

3) 行橋市の産業経済・交通

関連市町の産業別就労人口の状況は、第3次産業就労者が最も多く、全体の60%を占め、第2次産業就労者が35%、第1次産業就労者が5%となつていてある。

鉄道は、JR日豊本線が行橋市の東側を南北に通り、北九州市とを結ぶ動脈となつてゐる。また、東西に平成筑豊鉄道が通つていてある。

道路網は、国道(10号、496号)、主要地方道(直方行橋線、椎田勝山線、長尾稗田平島線)、一般県道(沓尾大橋線、中州平田線)により骨格的な道路網が構成されている。流域上流端を南北に横断するようすに東九州縦貫道の計画がある。

JR南行橋駅が昭和63年に開業して江尻川流域の宅地開発が活発となり、市街化が進行している。

4) 流域の文化財・史跡等

江尻川流域では、特に指定された文化財・史跡等はないが、河口は筑豊県立自然公園に属している。

5) 流域の地質・地形

流域形状は、東西約 2.5km、南北約 6km であり、そのほとんどが平野で、今川、祓川などにより形成された冲積平野である。

6) 流域の環境（植物）

江尻川には規模の大きな植物群落は見られない。水辺の代表的な植物群落は、ヨシ群落（抽水）、マコモ群落（抽水）、エビモ群落（沈水）などがみられる。

7) 流域の環境（鳥類）

鳥類はサギ科、クイナ科、カワセミ科、セキレイ科などが生息している。
金川橋直下流のヨシ群落にはヒクイナ（クイナ科、福岡県の希少野生生物－福岡レッドデータブック 2001－以下「福岡県 RDB」という。）準絶滅危惧）やバン（クイナ科）が頻繁に見られ、ヨシやマコモ等水生植物群落や周辺の水田を生息の場としている。行動範囲が広く豊前海周辺では多く見られるミサゴ（タカ科、（日本の絶滅するおそれのある野生生物－レッドデータベース以下「環境省 RDB」という。）準絶滅危惧・福岡県 RDB 準絶滅危惧）や、開けた農地や水辺でハヤブサ（ハヤブサ科、環境省 RDB 絶滅危惧 II 類・福岡県 RDB 絶滅危惧 II 類）が確認された。

8) 流域の環境（水生生物）

魚類はコイ、ギンブナ、オイカワ、ボラ等が確認された。

上、中流部ではウナギ（ウナギ科、福岡県 RDB 準絶滅危惧）、ヤリタナゴ（コイ科、福岡県 RDB 準絶滅危惧）、カネヒラ（コイ科、福岡県 RDB 準絶滅危惧）、メダカ（メダカ科、環境省 RDB 絶滅危惧 II 類・福岡県 RDB 準絶滅危惧）が生息しており、タナゴ類の産卵母貝となる大型二枚貝のドブガイやササノハガイも確認された。

また、中流部の礫底または砂礫底の区間はゲンジボタルの餌となる、巻き貝のカワニナが多く、ハイケボタルも確認されている。

下流部では、淡水産動物の希少種（福岡県 RDB 絶滅危惧）として掲載されているアリアケモドキ、淡水産貝類の希少種（福岡県 RDB 絶滅危惧 II 類）イシマキガイが確認された。

9) 流域の環境（水質）

河川水質については、江尻川全域において B 類型 (BOD75% 値 : 3mg/L) に設定されており、環境基準点の常盤橋において、過去 10 年間は概ね環境基準を満足している。

10) 利水の状況

江尻川の河川水は、古くから農業用水として利用されており、河川に堰を設けて約132haの農地にかんがい用水として供給されている。

11) 過去の水害記録

江尻川流域は、昭和28年6月や昭和54年6月の洪水等、過去に幾度も浸水被害を受けている。

そのため江尻川では、昭和34年から河川局部改良工事として、今井～金屋までL=1620mが昭和58年に竣工し、河川等災害関連事業として、昭和42年から金田～柳井田までのL=747mが昭和45年に竣工している。

現在は、総合流域防災事業として金屋から柳井田地内までのL=2300mの改修が鋭意進められている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本事項

1) 基本方針

江戸川水系では、過去に被害をもたらした昭和54年洪水などを踏まえ、貴重な生命・財産を洪水や高潮から守り、地域が安心して暮らせる社会基盤の形成を図る。また、流域の風土、歴史、文化、水辺環境などを踏まえた川づくりを目指し、健全な水循環系を構築しつつ、治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開する。

このような考え方のもとに、河川整備の現状、水害発生の状況、河川の利用の現状及び河川環境の保全等を考慮し、また、地域の社会、経済情勢や、福岡県の上位計画である「ふくおか新世紀計画」との調整を図り、かつ、関連工事等に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画をもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

2) 災害の発生の防止または軽減

災害の発生の防止又は軽減については、沿川地域を洪水から防御するため、堤防の拡築及び河道の掘削などを実行して河積を増大させ、護岸等を設置し、30年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水の安全な流下を図るとともに、高潮による災害の防除を図るために、堤防の拡築を行う。さらに、整備途上段階及び計画規模以上の洪水が発生した場合においても、できるだけ被害を軽減できるよう必要に応じて対策を実施する。

また、洪水発生時には、水防体制の強化、災害関連情報の提供・共有化、洪水時ににおける河川内の監視体制、情報伝達体制等の強化を図る。さらに災害に強い地域づくりを、土地利用計画との調整等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

3) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、流水の利用は農業用水のみであるが、関係機関と協力し、現況流況の把握及び河川環境に必要な流量の維持に努める。

4) 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全については、自然環境や河川の利用状況について、今後とも必要に応じて調査を実施し、動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。特に、水際から横断的に植生が遷移する箇所については、これらの環境やタナゴ類をはじめとする魚類等の生息・生育環境の保全に努める。また、住民のニーズを十分に把握しながら、環境教育・環境学習の場としての活用を図るとともに、親しまれる河川環境・河川景観の整備と保全を行う。さらに、関係機関や地域住民と連携し、健全な水循環系の構築に努める。

5) 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な役割を十分に發揮できるよう、適切に行う。特に堤防、護岸等の河川管理施設については、その機能を確保するよう維持補修や機能改善などを必要に応じて行う。

さらに、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、河川と流域住民とのつながり、流域連携の促進や支援、河川愛護精神の醸成、環境教育の支援等に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

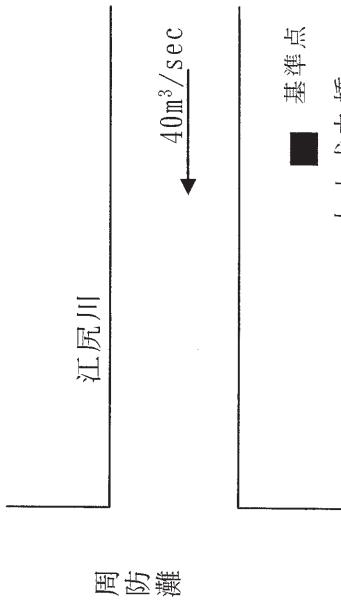
- (1) 基本高水ならびにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 基本高水は、30年に1回の確率で発生する洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点上小犬丸橋において $40\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への分配流量 (m^3/s)
江尻川	上小犬丸橋	40	0	40

- (2) 主要な地点における計画高水流流量に関する事項

計画高水流流量は、基準地点小犬丸橋において $40\text{m}^3/\text{s}$ とする。



江尻川計画高水流流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

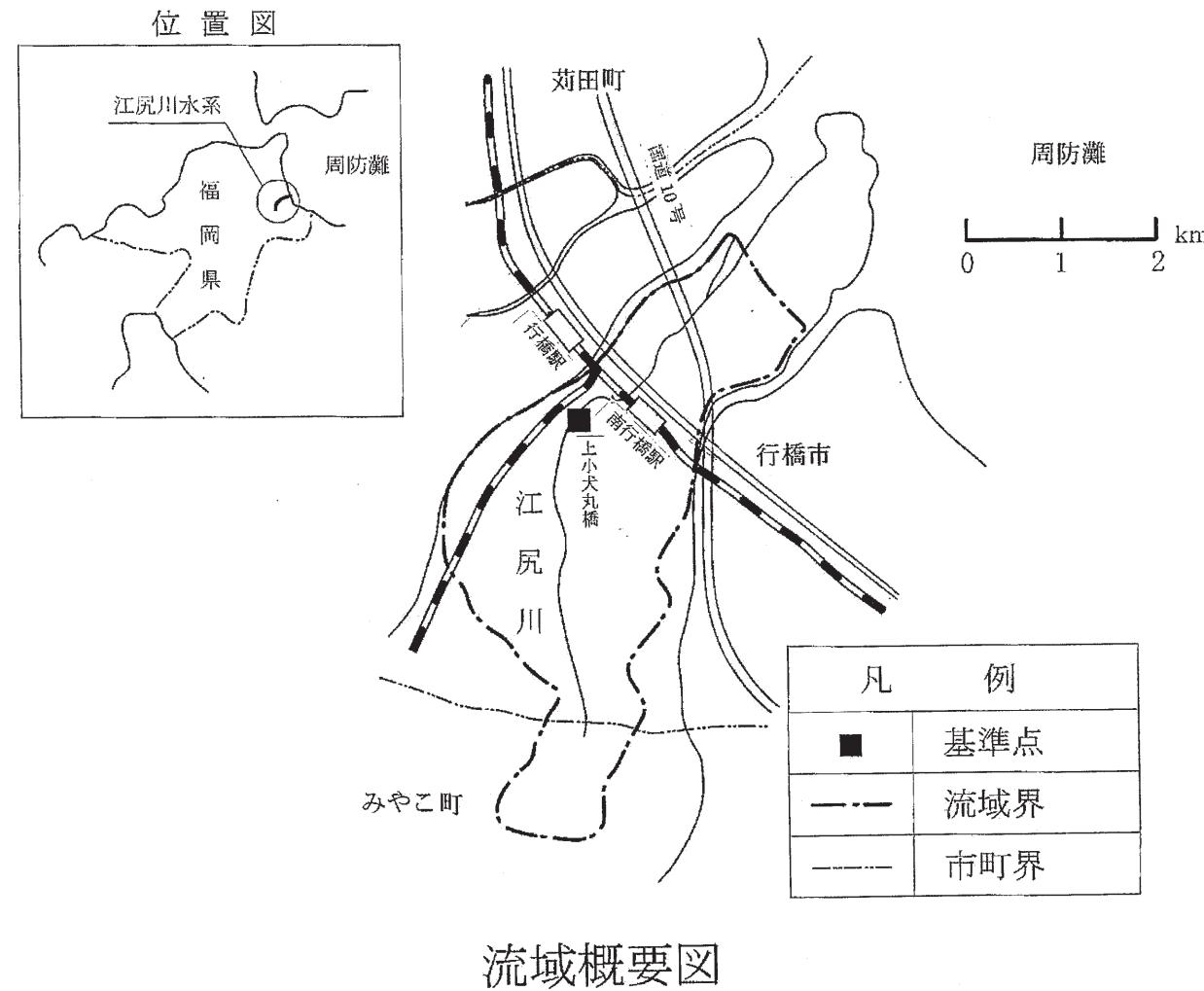
主要な地点における計画諸元

河川名	地点名	河口から距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	摘要
江尻川	上小丸橋	3.35	+4.18	11.9	

(注) T. P : 東京湾中等潮位

(4) 主要地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

江尻川における既得水利は農業用水のみである。
流水の正常な機能を維持するためには、利水、動植物の生息・生育及び流水の清潔の保持等に必要な流量について、今後調査検討を行ったうえで決定するものとする。



監査委員

監査公表第19号

土木部・建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施した定期監査結果の報告（平成18年9月21日18監二第250号）に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年2月16日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

18土管第1658号
18建管第2381号
平成18年12月5日

福岡県監査委員 福本義雄 殿
同 進谷庸助 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 後藤秀元 殿

福岡県知事 麻生渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日18監二第250号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡土木事務所	用地補償に係る前払金の返還金1,316,000円が、監査対象期間の末日現在で収入されておらず、収入未済額が昨年度より増加している。（1件）	収入未済については、訴訟を提起するなど、今後も引き続き徴収事務に努めます。
床屋浸水対策特別緊急工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	工事設計書チェックシートの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。	
前原土木事務所	用地測量委託の設計積算で、測量面積を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	設計書のチェックの徹底を図り、適正な事務処理に努めます。
北九州土木事務所	海岸災害防除対策工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	工事設計書チェックシートの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
用地測量委託の設計積算で、登記業務の積算及び境界測量等の面積を誤つたため、積算過大及び積算過小となっている。（2件）	設計書のチェックの徹底を図り、適正な事務処理に努めます。	
那珂土木事務所	道路改良工事の設計積算で、管渠型側溝の長さ及び歩車道境界ブロックの設置箇所数等を誤ったため、積算過大及び積算過小となっている。（2件）	工事設計書チェックシートの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。

流域下水道事務所	下水道建設工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	設計積算に係る研修を充実させることも、工事設計書チェックシートの活用により入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
----------	---	--

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・11・13	2606	告示	2228	7		○	8		宮若市本城字城 [○]	宮若市本庄字城 [●]

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)